「多摩市における住民投票制度のあり方についての検討報告書」について

(経過)

第四期自治推進委員会は平成23年7月の委員改選以降、多摩市の自治推進について検討を重ねてきました。自治推進委員会の中で取り上げられる課題やテーマは、必要に応じ市長から諮問することもありますが、基本的には委員会の中で決定することとしています。

第四期に検討課題については、第1回委員会の中で、第三期までの委員会で検討されてきた行政の役割に加え、市民・議会の役割についても自治推進の視点から検討していただきたいと、市長より挨拶をした中で、阿部市長の公約にある「常設型の住民投票条例」についても検討対象とすることが、委員会の中で確認されました。

以降、自治推進委員会で第三期から引き継いだ課題などの検証を行い、平成 23 年 12 月 に開催した第 6 回委員会の中で、「常設型の住民投票条例」について、検討を進めることが決定され、第 7 回委員会から計 7 回にわたる委員会で議論がなされ本報告書が提出されたものです。

(本報告書の性格)

本報告書は、自治推進委員会の中で、多摩市の自治を推進するために「常設型の住民投票条例」が必要か、そのメリット・デメリットも含めた調査・検討の結果を纏めたものです。 委員会として、住民が出した結果をないがしろにしてほしくないという素朴な市民感情からの結論であることが報告書に記載されており、同条例の起草を行ったものではありません。

また、報告書の最後にあるように、多摩市の自治を推進するための取り組みは、他にも優先すべきものがあるとされており、市議会及び市民の皆さんと十分に検討を行ったうえで取り組みを進めていくことが前提となっています。

(今後の対応)

今後、本報告書を踏まえ、改めて諸法令や、行政の執行に照らした内部調査・検討を行います。具体的には、平成25年度に庁内での調査検討をはじめ、その結果に基づき、市議会や市民の皆さんと意見交換を行って参ります。

条例の制定については、十分な議論が必要であり、市民の皆さん、市議会、行政の間で検討を重ねていく中で、自治基本条例がめざす市民自治・市民参画が実現できるものと考えております。

平成25年3月 多摩市企画政策部 企画課